

大規模災害時石油燃料供給対策 スキーム

重要施設: 県石油商業組合ルート(H24.8.24協定締結)と
石油連盟ルート(H25.1.23覚書締結)で供給

緊急車両: 県が県石油商業組合と調整した給油所で優先給油

緊急車両

赤色灯付
車両

医療機関
の車両

訪問看護
等車両

ライフライン
復旧車両

道路等
復旧車両

給水車等

支援物資
運搬車両

行政機関
公用車

その他
の車両

石油
連盟

要請

①「災害時石油供給連携計画」が実施されている場合
国災害対策本部(内閣府→エネ庁)
②「災害時石油供給連携計画」が実施されていない場合
エネ庁

石油連盟ルート

石油元売会社が大型タンクローリーで直接配送するため設備要件があり、大規模な施設に限られる。

要請

県災害対策本部
(統括調整部 対策班)
※ 震度6以上で設置

要請

重要施設

医療機関

福祉施設

避難所

上下水道
施設等

ダム等

路線バス等
営業施設

警察署・
消防署

行政庁舎

その他の
施設

供給

石油元売
会社

緊急車両

給油

給油所

要請

県石油商業組合

調整

給油所・
配送センター

供給

営業に支障のない範囲で優先給油

調整・伝達